

04 年度 POPs モニタリング調査 環境省



環境省は「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs 条約)に基づき実施した、POPs モニタリング調査の 2004 年度分の結果をまとめ、05 年 11 月 10 日に公表しました。

この調査は POPs 条約の対象になっている化学物質の環境中濃度の把握や国内実施計画策定のための基礎資料として開始されたもので、条約対象 12 物質のうち、PCB 類、HCB、DDT 類、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン類、ヘプタクロル類、マイレックス、トキサフェン類の 10 物質を調査対象としています。

全国 42 地点で水質、63 地点で底質、37 地点で大気、23 地点で生物についての調査を実施し、全調査地点の 8 割を超える地点・試料で POPs が検出され、その濃度レベルは 02 年度以降全国的には横ばいか低減傾向にあるとのことでした。

また水質・底質調査では、港湾や大都市圏沿岸の準閉鎖系海域で、特定の地域に比較的高濃度の物質が検出された事例がわりあい多く観察されたことや、国内で使用記録がないトキサフェン類、マイレックスが大気中や沖合魚から微量検出されたことを問題点として指摘し、今後は東アジアや地球レベルの POPs 長距離移動も視野に入れた継続的な監視、解析が今後求められるとしています。

さらに過去 3 年間の分析結果をまとめ、解析を行ったところ、大気については明瞭な経年変化は抽出できませんでしたが、各地点毎に特徴を持つ様子が観察されました。これに対し、水質と底質はさらに主成分分析により、地域毎にまとまって分離される傾向が認められるようになったとしています。

当社では、PCB 類を始めとした POPs 条約対象物質の分析を行っております。分析をご依頼の際は当社をご利用ください。

資料：2005 年 11 月 10 日付 EIC ネット

機器分析箇所 会田祐司

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 アスベスト・PCB等の化学分析 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 EU規制物質の化学分析 |

